

弁理士

秋からはこう学ぶ！
体験版・プレミアム模擬講義
【佐藤 卓也 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001321 220344

MU22034

概論：弁理士試験の学習方法

1 勉強を始める前に

- (1) 勉強時間 → 従来 3000 時間
→ 現在 1500 時間程度は必要（ただこれは完璧に受験専科の方）

- (2) どのように時間を作りだすか
→ 勉強は止まらないことが重要。 → 繰り返し何度でも聴く。

- (3) 必要な資料
- ・法令集
 - ・法律学小辞典（有斐閣） → 法律の文言は最初は難しい。
1乃至5というのはどういう意味か。
物権・債権とは何か。
兄弟姉妹・競売 → 法律家はどのように読むのか。

- (4) 1年間で合格するための学習 → WEB と生の有効活用
→ 渋谷本校と他校との違い

- 知識 → 2年目以上のものは必要。
- 観察力 → 論文では必要だがこれを有している合格者はいない。
- 文章表現力 → 論文では必要だがこれを有している合格者はいない。

↓

知識のみで合格している（論文）が、この数年間で変化あり。

↓

- 短答と論文は知識の両輪 → 短答問題集の使い方が知識を固める素地。
論文は過去問の徹底理解 → 論文基礎力完成講座ではこれを講義素材とする。
→ 論文は先ずどう読むか → これができれば書くのは難しくない

2 短答試験の学習方法

- (1) 法律は要件・効果 → 原則・例外から成り立つ
→ この点の理解
- (2) 何故その解答になるかのアプローチ → 必要性 + 許容性
- (3) 何故その短答の問題を出題してきたかを考える → 問題の所在の発見
(論文に生きる)

↓

これを完璧にやれば（50点）論文合格はたやすい。

- ① 今の論文は短答的 → 解答を間違えない
- ② 時間がかかる → 予備校答練と異なり完璧な当てはめをしない
- ③ 理由付けに点数（短答試験ではないから）
→ コンパクトな理由付け（ただ極端なのは不可）

3 論文試験

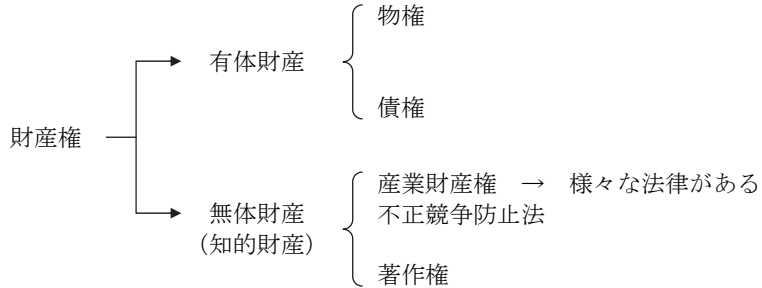
- (1) 問題文の読み方 → 冒頭からは読まない。
- (2) 解答の出し方 → 論文基礎力完成講座でやる。→ 瞬間的に解答は出る。
- (3) 書き方を教える講座は司法試験を含めて無い
→ だから項目羅列の答案になる。→ 今後の試験では合格は困難。
→ 論文過去問の重要性（過去問は論文でも繰り返される）

4 口述試験

- (1) 知識不足から不合格が大半
- (2) コミュニケーション能力不足 → 訓練以外はない

概論：知的財産権

1 知的財産権とは何か



《例》

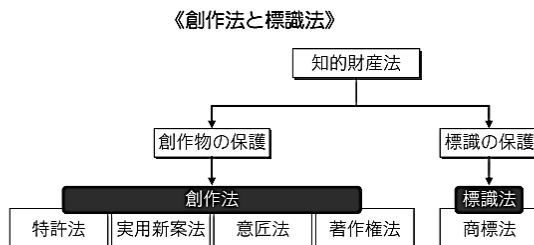
LEC との間で DVD オプションにて DVD が送られてきた。

- 有体財産 → 顧客に帰属
- 知的財産 → LEC に帰属



2 知的財産の種類

- (1) 人の創作により生みだされるもの（創作物 → 創作法 → 特許・著作権）
- (2) 識別標識（創作物ではない → 選択物 → 商標）
- (3) 上記の補完的性質を有するもの（不正競争）



3 知的財産権について

- (1) 知的財産権法という法律はない → 学問体系
- (2) 体系が似ている → 比較しながらの学習が必須

4 産業財産権と知的財産権

- (1) 法目的（1条の相違）の違い
 - 産業財産権 → 究極目的は産業の発達
 - 不正競争 → 究極目的は国民経済の健全な発展
 - 著作権 → 究極目的は文化の進展
- (2) 管轄官庁
 - 産業財産権 → 経済産業省の外局たる特許庁
 - 不正競争 → 経済産業省の本省管轄
 - 著作権 → 文部科学省の外局たる文化庁

❗ 知的財産法の管轄官庁

各法律には、それを管轄する官庁があります。弁理士試験に関係する法律についていえば、産業財産権法は特許庁、不正競争防止法は経済産業省、著作権法は文化庁です。

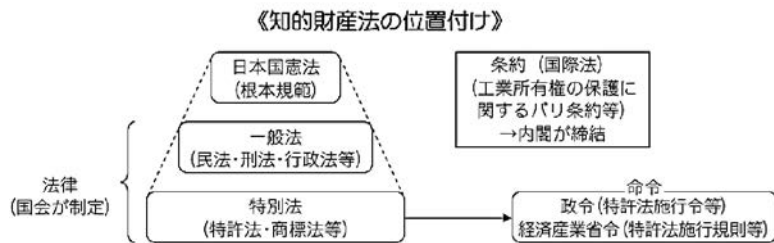
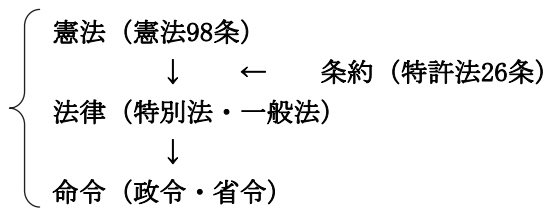
特許庁、文化庁は、それぞれ経済産業省、文部科学省の「外局」です。日本政府の行政機関は1府13省庁からなりますが、特殊あるいは専門的な業務については、ある程度独立した機関を設置し、そこに委ねています。これが外局と呼ばれる組織です。

ちなみに、経済産業省の外局には、特許庁以外に、資源エネルギー庁と中小企業庁があり、文部科学省の外局には、文化庁以外に、2015年10月1日に設置されたスポーツ庁があります。

5 弁理士試験の範囲

- (1) 法令 → 法律・命令（後述）を指し審査基準は入らない。
- (2) 審査基準の勉強方法
 - 審査基準は特許庁の法令解釈の手法である。
 - 但し何故そのような手法を採用しているかは規定なし。
 - 単に暗記だけでは専門家としては不十分。
- (3) 審査基準をそのまま侵害訴訟の基準として記載してはいけない

6 国内法の体系



7 知的財産権法の位置付け

- ┌ 一般法 → 誰にでもどの場合でも適用される法規
- └ 特別法 → 特定の者に特定の場合に適用される法規

(1) 知的財産権法

- 特別法（民法・行政法・刑法等）
- 登録前 → 完全に特別法（司法試験等やっても関係ない） → 主業務
- 登録後 → 一般法を修正（占有が出来ない財産権 → 模倣等が容易）

(2) 特別法は一般法を破る

- 特別法と一般法の規定が齟齬^{そご}する場合 → 特別法の世界では特別法適用
- ∴ 通常の法規では処理できないから設けられた。



民法：第3条（私権の享有）

- 1 私権の享有は、出生に始まる。
- 2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有す



特許法：第25条

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

(3) 一般法で処理できる場合は特別法に規定なし

- 特許権侵害の場合の損害賠償（民法 709 条）
- 権利化後は一般法の理解が前提

8 条約の勉強と特徴

- (1) 国と国との文章による合意 → 精緻^{せいじ}ではない。

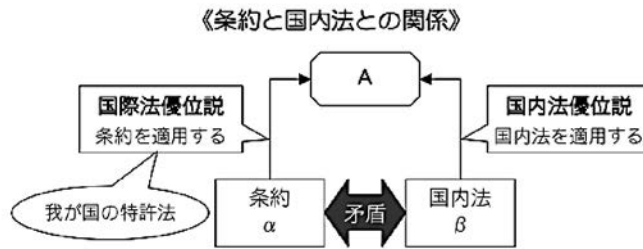
📖 ポイント

規定されていないこと

- ・国内法 → 類推解釈
- ・条約 → 類推は不可 → 決まっていないことは各国の自由

- (2) 正文はフランス語か英語 → 訳が明瞭ではない。

- (3) 国内法は条約の下位規範
→ 国内法から条約を見る（条約内容が具体的に見える）。



- (4) 条約 → パリ条約（一般条約）
その他の試験に関係ある条約（特別条約）

パリ条約内の体系

- ① 属地主義 → 内国民待遇 → 4条以下
- ② パリ条約は改正条約 ∴ 改正の頻度が産業財産権は早い → 改正困難
↓
パリ19条（特別取極がある）

第19条

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

↓
PCT・マドプロ・ジュネーブ・その他多くの条約

TRIPs はパリ条約の特別取極ではないが最低限パリ条約を順守

秋からはこう学ぶ！ 体験版・プレミアム模擬講義

◆勉強に必要な教材

教科書が非常に少ない。詳細は後述。

◆時間はどのくらい必要か

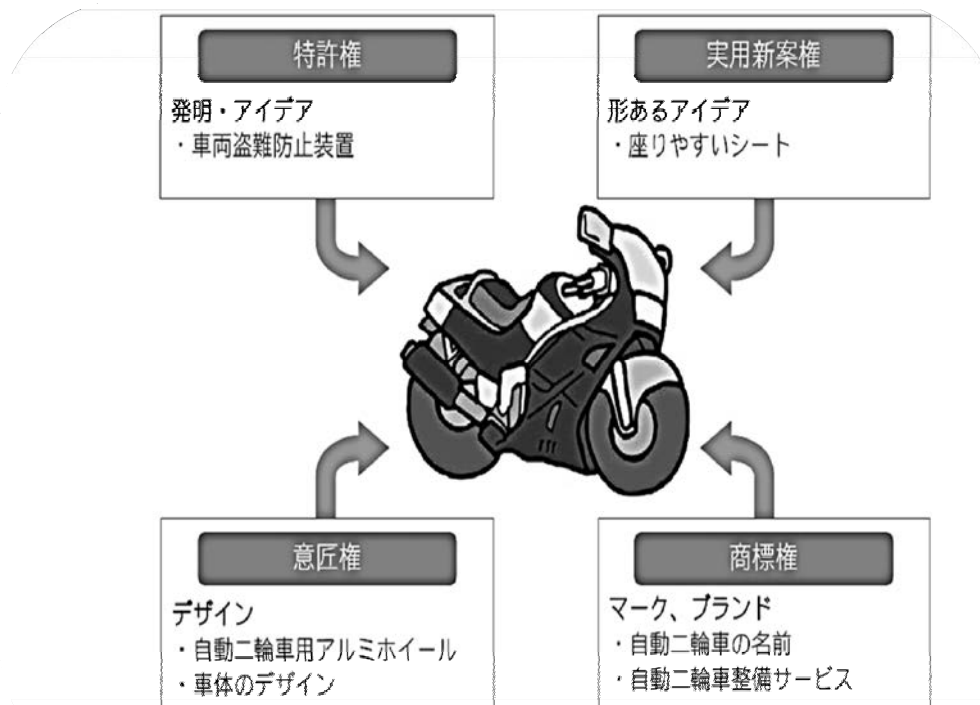
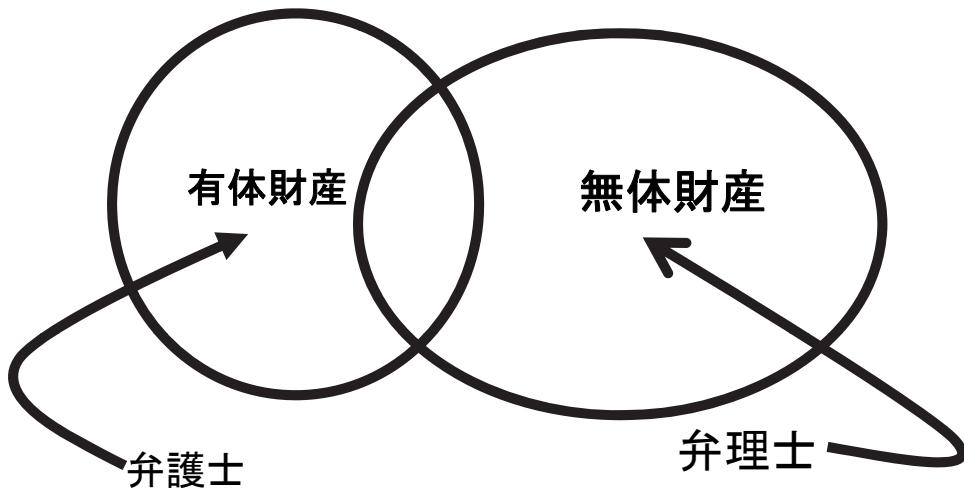
3000時間程度(旧試験)

1000時間程度(現行試験)

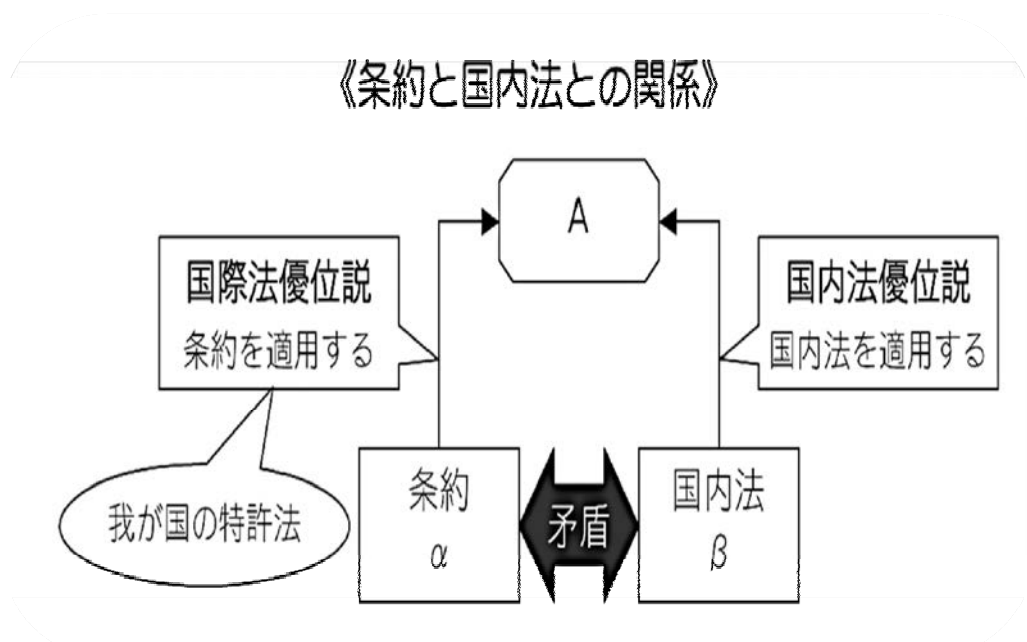
必要な教材

- 特許庁逐条解説(青本) → 辞書として用いる
- 法文集 → 必須
- 共通テキスト → 必須
- 佐藤レジュメ → コンプリートで使用
- 基本書(現在の試験では基本書は不要)
∴ 体系書といわれるものが一つもない

有体財産と無体財産との関係



条約の位置付け



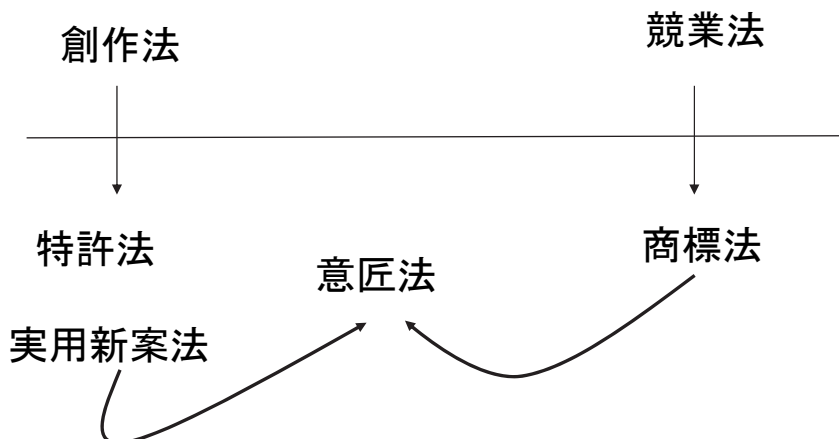
産業財産権の特徴

- ◆ 管轄 産業財産権 → 特許庁(経済産業省の外局)
不正競争防止法 → 経済産業省の管轄
著作権 → 文化庁(文部科学省の外局)
- ◆ 法目的の違い(戦後立法は第1条は目的規定が記載されている)
- ◆ 産業財産権法 → 産業の発達が目的
- ◆ 不正競争防止法 → 公正な取引秩序
- ◆ 著作権 → 文化の進展が目的

産業財産権法の特徴

- 方式主義をとる(著作権とは違う)
- 予め国家により独占排他権の付与
- 創作法と競業法とに分かれる
- ◆ 創作法
 - 特許法
 - 実用新案法
 - 意匠法
- ◆ 競業法
 - 商標法

産業財産権法相互の関係



MU22034

著 者 佐藤 卓也

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2022 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます
